

加古川市社会教育推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育推進員（以下「推進員」という。）を設置することにより、地域における市民一人ひとりが人間尊重を基底とした社会教育に対する関心を高め、全市民的活動の推進体制を確立することを目的とする。

(職務)

第2条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域内における社会教育の学習組織を組織化し、社会教育機関と協調しながら、地域ぐるみの活動を促進する。
 - (2) 社会教育関係団体と連絡調整をはかり、その活動を推進する。
 - (3) 地域住民の学習要求を把握し、その自主的活動を助長し、その啓発につとめる。
 - (4) 社会教育関係事業などを地域住民に周知徹底し、公民館類似施設を拠点とした学習活動を促進する。
 - (5) 社会教育に関する実態調査研究を実施する。
 - (6) その他社会教育振興のため必要な活動を行う。
- 2 推進員は、加古川市教育委員会の行政方針にそって社会教育機関と連携して、活動するものとする。

(設置人員)

第3条 推進員は、原則として、各町内会ごとに1名とする。また、町内会の世帯数に応じて追加することができる。

- 2 推進員は、原則として社会教育に関し理解と認識を有する20才以上の者とする。

(研修会等)

第4条 推進員は、活動を行うに当たって、必要な知識を習得するための研修を受けるものとする。

(活動内容の報告)

第5条 推進員は、その活動内容について記録し、加古川市教育委員会にこれを報告しなければならない。

(報償金)

第6条 任命権者が市長と協議して定める推進員の報償金は、年額32,000円とする。

- 2 新たに推進員となった者には、その月から報償金を支払い、離職又は死亡したときはその月までの報償金を支払う。
- 3 前項の規定により報償金を支払う場合であって、その年分の全額を支払うこととなるとき以外のときは、その報償金の額は、月割りによって計算する。
- 4 前項の規定により計算して得た報償金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

- 5 推進員が年のうち 1 日も勤務しなかったときは、報償金を支払わない。
- 6 報償金は、上半期と下半期に分割して支払うことができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、第 6 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。